

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度 第 2 回和泉市いじめ防止対策委員会
開催日時	令和 8 年 2 月 1 0 日（火） 1 7 時 3 0 分から 1 9 時 3 0 分まで
開催場所	和泉市役所 5 階 5 A 会議室
出席者	・和泉市いじめ防止対策委員会委員 野田委員長、峯本副委員長、東委員、水流添委員 ・教育委員会事務局 大槻教育長、上田教育指導監、永井学校教育室長、 仲谷児童生徒支援担当課長、辻川児童生徒支援担当主幹 日美児童生徒支援担当主幹
会議の議題	・本市におけるいじめ防止に関する取組みについて
会議の要旨	・和泉市立学校におけるいじめの現状と分析、取組みの説明を事務局から受け、いじめ防止対策等について審議した。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	一部非公開 （和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第 1 0 条第 1 項第 2 号） 傍聴者 2 名

1. 大槻教育長より開会の挨拶

2. 委員長・副委員長選出

3. 事務局より説明

- ・いじめ対応にかかる SOS の出し方及び受け方に関する取組状況
- ・いじめ対応にかかる記録及び管理保管に関する運用モデル案の検討
- ・いじめ対応記録管理の運用モデル案

4. 意見交換

（野田委員長）

いじめ対応にかかる SOS の出し方及び受け方に関する取組みについて、期間を定めた一連のプログラムとなっているのか。

（事務局）

プログラム化しているものではないが、2 年前から実施しており、毎年実施が必要なものと認識している。

（野田委員長）

研修を積み上げてレベルアップしていただければ良い。

（水流添委員）

研修で得た知識を各学校の現場対応につなげていくということだが、本研修の受講は一部の対象であって、現場の担任レベルまでは研修を受けていないが。

（事務局）

一定の情報を管理するポジションの教職員、例えば生徒指導担当などを対象としているが、現状はその対象範囲に留まっている。

（水流添委員）

それを各学校において伝達研修という形でいつまでに進めるといったことが決めづらいこともある。実際に現場で起こる内容であるため、一部の対象ではもったいないと感じるが、今後の展望はあるか。

（事務局）

上記のポジションにある教職員への研修とともに、各校の SC による SOS の出し方に係る研修や取組みは、学校の実態に応じて進めている。しかし、内容等には差が生まれていることが課題。

（水流添委員）

進みにくさにはどのようなことがあるのか。

（事務局）

例えば SC の経験年数による内容の深さや、学校組織として生徒指導体制が確立されているかにも関わっている。一方、自殺対策に特化した内容にはなるが、市として令和 5 年度までに延べ 700 人前後の一般教員が、ゲートキーパー研修を受講した。その内容に留まらず、SOS の受け止め方、出し方に特化した研修をこの 2 年間でやってきた。和泉市自殺対策計画が令和 6 年から 10 年の 5 年計画となっており、本計画と重ね SOS に係る研修が 2 年目となっている。

（峯本副委員長）

テーマを広く設定しているが、この中には具体的な要素やスキルなどが含まれていると思っている。援助希求と SOS を受け止めるための土壌づくりについて、子どもが SOS を出せない背景に、受け止める側の課題もあるという視点がある。教職員の聞く力、つなぐ力の強化という目的のために取組みがあるが、SOS を出すのは子どもであるため、子どもにどう自分がしんどいと思うことを表現すればよいかあるいは表現してもいいということであると、具体的には子ども向けの研修が必要。これも取組みの中には入っているか。

（事務局）

子どもに対しては各校において、具体的には SC が直接子どもに授業を行う学校もあれば、SC から研修を受けた教職員が子どもに授業を行うなど、各校の実態に応じた方法での取組みとなっている。

（峯本副委員長）

受け止める側のことについて、子どもが直接的に助けてほしいというメッセージが具体的に出てくるような出し方もあれば、試し行動など、様々な問題行動として表現するようなこともある。それを教職員がどのように SOS として受け止められるかは課題。その見立てる力をつける必要がある。聞く力つなぐ力となると、中々話せない子どもについても、教職員が引き出してあげるなど、そのスキルを明確に意識した研修になれば良い。いじめを訴えたとしても、先生には事実確認などなにもしないしてほしいといったケースも多い。それをどう話させてあげるかなど、助けを求めるが話さないというメッセージへの対応に係るスキルについては、SC や SSW などの専門職のサポートを受け、教職員が身に付けていってほしい。つまり確実に支援につなげるヒアリングの仕方については、学校単位でスキルを持っておかなければならないが、少なくとも支援的な関わりが必要なポジションである教職員は特に身につけておく必要がある。

（野田委員長）

包括的に見ると、生徒指導に係る教育相談の根本が子どもの出すサインをどういう意味と理解できるかである。困った子は困っている子という話。心理でいう援助希求はより広い概念になるので、その概念とどうすみ分けるかは考える必要がある。

（水流添委員）

聞く力つなげる力に加えて、見つける力と言うとわかりやすいか。

（野田委員長）

各校に配置されている SC が単なる研修講師としてだけではなく、アセスメントを機能させ、言語的な援助希求ではない、愛着的な行動や試し行動などにより不調和を起こさないよう、行動を言語化させる。対話的な対応を進めることが求められる。そのような対応は進んでいるか。

(事務局)

今の段階では、まずは包括的に、その態度を受け止めるまでといった段階。

(野田委員長)

カウンセリングマインドの基礎基本といった感じかと思われる。

(大槻教育長)

スクールカウンセラーの採用面接では、子どもの訴えの深層心理について、ワークショップ的に行っていた。子どもの真の課題は何かを探らせる。それには信頼関係も必要。

(峯本副委員長)

子どもからして安心できる先生からのヒアリングがやはり有効。安心感が高いから話せた、さらに安心感を与えて、みんなで支援することが大事だと伝え、連携して支援につなげることが必要。保護者との連携を拒否する子どももいるが、それが起こらないように手当てをしながら、一定子ども自身が納得できる範囲の伝え方、例えば伝え方を崩すなど、一緒に考える。子どもにどんな話をしてあげて、どのようにチーム支援につなげていくのかは、どの学校でも起こることなので、スキル化していかなければならない。同じ失敗を繰り返さないよう、SCを含めて、基本的な理屈や理由などを抑え、こういったスキルや対応が必要ということも伝えていくことが必要。学校現場では一人でもそのスキルを持てる人を作りたい。

(事務局)

教職員のキャリアステージに応じたスキルの獲得が必要と思われる。カウンセリングマインドを持った対応のステージにいる教職員と、各校に1人は上級編といったスキルを持った教職員がいるような、段階に応じた研修を発信する必要性を学ばせていただいた。

(野田委員長)

平成4年頃からカウンセリングマインドを身につけるよう国の通知など出始めたが、教職員の本質は、聞く仕事ではなく、話し、伝える仕事という考え方もある。だからカウンセリングマインドというものを定着させるには課題があり、平成7年にSCが入り出した。やはりそこは多職種連携を進め、SCが学校内で確立される体制の構築が重要。特に日本のいじめの特徴は、加害者だけではなく被害者も情報を隠す。いじめはいじめられる子にも責任があると思いますかといったアンケートに、子どもたちは6割くらいがあると書く。その中でSOSを出せるのかということを考え、サインをどう読み取るかが大切。また、学校というフィールドにおいて、専門性が高い命にかかるような話は、カウンセリングマインドでなんとかできるかというレベルではない。

(峯本副委員長)

カウンセリングマインドではなく、見立てて、解決に向けて子どもをエンパワーしながら動かす力が必要なので、カウンセリングも最終的にはそれを目的としているだろうが、子どもの不安心理の状況の見立てをして、今の不安を取り除いて導いていくために対話を進める。具体的な問題点や課題を子どもの心理面を含めて見立てて、どのような指導や支援繋げるかという視点。教職員の中には、カウンセリングというイメージが表面的に聞くと聞いた受動的な意味で終わってしまう方もいるかもしれない。そこも意識した発信の仕方を工夫すること。

(野田委員長)

つまりいじめ対応にかかる組織の力。

（峯本副委員長）

気になるケースは全てすぐにチーム対応を開始し、特に担任教員の抱え込みをゼロにし、かつ同時に専門職のアセスメントを進める。専門職もその力が求められていることは課題としてあるが、教職員全員に力をつけるのは難しいため、チーム対応を進めることで少しでもリスクは下がるということ。

（東委員）

様々研修等進めていることに感心した。SC もこれだけ業務を進めていると時間も足りないこともあるかと感じた。SOS の出し方を研修したとき、学校によっては子どもが「私も、私も」といった SOS をはき違えたようなことにもなり、同じことをやっても、子どもたちの響き方や、応用の仕方が違うことを実感している。

（事務局）

学校によっては、SC がオンラインによりに全教室に配信する授業を行った。逆にそこまで手が回らず、個別の相談を優先してしまうこともあり、一律に市として進めていくことの難しさも感じている。

（野田委員長）

時代に即応しながらどのような体制であれば実施可能かを学校の特性を見てビジョンを持つこと。そこに校長のオリジナリティも発揮してほしいが、少なくともスタンダードはこれということは伝えてほしい。スクールカウンセラーは当然心理臨床として取り組んできたが、教員養成課程の中でもカウンセリング論がカリキュラムにある。ベストは各校でスクールカウンセラーが心理授業などの見本を一回行い、例えば同じものを教員が実践する。教員育成にも効果的。

教育データ管理保管に関しては、教育データ DX に係る国の基本仕様といった動向を注視しながら進めること。また今後、運用にかかる意見聴取などの機会を確保したり、その範囲を広げても良い。

（事務局）

公務支援システムのあり方についても考える必要がある。現在のデータ管理は別の分限として分けられない。別フォルダーでパスワード管理も必要になってくる。

（野田委員長）

様式モデルの設計について、記載事項の事実と意見の区別、方針決定のプロセスの明記、役割分担の明確化は必要。

（峯本副委員長）

子どもに対する支援プラン、指導プランと、手続き過程の中で起こる課題に対してどう対応するかというプランの 2 種類ある。プランを立てるプロセスを記録に残すことは大切。指導、支援のプランが決まる前段にアセスメント段階があるので、プロセスを記載するところはアセスメント項目を入れておいた方がよい。また、判断過程のプロセスの決定理由など、根拠を記録に残しておくことは大事。客観的には重大事態の要件を満たしているため認定しなければならないという論がある一方、今認定して、例えば被害者にとって重大事態認定をする実質的な必要性が高くないケースもある。むしろマイナスに働き、子どもの最善の利益に反するケースもあるため、もう一段階現在のプラン行ってから、状況が改善しない場合にはやるといった判断でもよい。

後に理由を問われた時に、こういう理由で判断したということを社会的に説明できることで理解されるものも多い。判断の理由を記録に残しておくのは非常に大事。作業や負担が増えると浸透しないため、その必要性を理解していただける形で簡単な方法で実施することが大切。

（野田委員長）

管理保管期限は卒業 5 年で大丈夫か。

（事務局）

自治体の文書管理規定に、明確にいじめにかかる文書の管理保管についてはなく、管理保管ルールが持っていない。重大事態の記録についても、その保管範囲や年限も悩ましいところ。残すにも膨大なキャパシティが必要になる。

（野田委員長）

全国の自治体がみんな同じことで悩んでいる。

（峯本副委員長）

一般の行政文書の保存期間は何年という設定はあるか。

（事務局）

文書によって違い、いじめ関係は 10 年保存としている。

（峯本副委員長）

行政の合理的裁量にその決定を委ねられている。法律で何年と決められているわけではなく、行政の裁量のもとで決定しているため、おそらく小学校卒業した 3 年、中学校 3 年、高校年で 5 年というのは一つ基準ではあると思う。小学校の方が高校卒業するまでなど、どこかでラインを決めてやるしかない。数年後に重大事態認定などあったとしても、調べようがないという状態でそれは仕方がない。また、重大事態調査は責任追及のためにやるものではないため、時期により調査の必要性はなくなっているケースもある。

（野田委員長）

合理的に考えた時に、いじめにより小学校から不登校になってそのまま中学校も不登校、高校は加害者が別の高校に行って記録は保存していない。小学校卒業 5 年だからそこで打ち切りますというわけにはいかない視点もある。調査という重大事態がずっと続いていることもある。行為は止み、報告書等の作業は終わっていたとしても、被害者の苦痛は中断していないことでそのまま続くこともあるかと思われる。

（大槻教育長）

これで一旦重大事態の調査は終わるし、行為が止んでいけば重大事態としての対応は一旦終わることもあると思う。

（野田委員長）

解消されているとして、それはそれで終わりという考え方もある。

（峯本副委員長）

今損害が続いているとかいうようなことで、責任を追求したいとなれば、法的手続きを取るということになる。市長が再調査は必要だと判断したら、市長部局での第三者委員会調査を行われることが一般的だが、報告書が出たらそれで終了ということになるため、そこに納得しないや、損害が続いているかどうかはなく、この法が求めている手続きはそれで終了という考え方。調査を始めたけど、それが終わっていないならば、責任追及される場

合もある。

保存期間について、性的ないじめにかかる性的動画や写真の拡散、または暴力やいじめ行為を SNS で回すなど、その情報は、犯罪行為のいじめに該当するため、確認して証拠を保全し、削除させなければいけない。警察とも連携して対応することが一般的になっている。その際保全した写真や動画をどこでどう保管するのが課題になっている。警察の捜査照会に応じて情報提供するが、学校はいじめ行為の事実認定の証拠として保管する必要がある。その保管については厳重さが求められる。保管していることを誰も知らない状態で、USB に性的画像などが残っていたら、また新たな問題が浮上することもある。管理職権限による保管や、期間が終了したら削除するなど適切に対応する必要がある。

（事務局）

犯罪であれば証拠保全は警察の役割だということではないか。いじめについては、学校の管理の想定である。

（峯本副委員長）

実際に被害側の保護者からの情報提供依頼もある。その証拠を使い、損害賠償請求などを進めることも想定できる。いじめの事実そのものであるため、いじめ認定の証拠で、SNS 上の誹謗中傷メールの拡散事件として残しておく必要があるもの。しかし不必要に長期間残すのは適切ではない。必要な時期が済んだら削除する。

（野田委員長）

教育委員会が情報を吸い上げることもある。

（峯本副委員長）

当然吸い上げることもある。引き継ぐ必要があるものを選別すること。管理職も学校いじめ対策委員会の教職員も替わる。

5. その他

（非公開）

（事務局）

以上をもって、令和 7 年度第 2 回和泉市いじめ防止対策委員会を終了する。

<終了>